

柳川市公告第139号

柳川市が発注する柳川市役所庁舎AED（自動体外式除細動器）賃貸借に係る制限付き一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和8年9月25日

柳川市長 松永 久

1 入札に付する事項

- (1) 件名 柳川市役所庁舎AED（自動体外式除細動器）賃貸借
- (2) 数量 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 柳川市が指定する場所 ※詳細は別紙仕様書のとおり。
- (4) 仕様 別紙仕様書のとおり
- (5) 納入期限 令和8年11月30日（月）
- (6) 賃貸借期間 令和8年12月1日（火）から令和13年11月30日（日）まで（60か月）

本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び柳川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年柳川市条例第25号）に基づく長期継続契約とする。

2 入札参加資格

本入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 市町村税を滞納していないこと。
- (3) 国又は地方公共団体から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 柳川市内に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可を受けた本店、支店又は営業所を有すること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けた者。
- (8) 参加しようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定

する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者でないこと又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

- （9）契約期間中、AEDの納入、消耗品交換、保守、故障時の修理又は代替機の提供その他本仕様書に定める業務を適切に履行できる体制を有すること。
- （10）令和8年11月30日（月）までに、本仕様書に適合するAED4台を納入し、令和8年12月1日（火）から使用可能な状態とすることができること。

3 入札参加資格確認申請

本入札への参加を希望する者は、必要書類を持参又は郵送で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、申請様式は、受付窓口で交付するほか、柳川市ホームページからダウンロードすることができる。

（1）配布及び受付窓口

〒832-8601

福岡県柳川市本町87番地1

柳川市総務部財政課管財係

電話 0944-77-8433

（2）受付期間

令和8年9月28日（月）から令和8年10月21日（水）まで
午前8時30分から午後5時まで ※市の休日を除く。

（3）提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、受付期間内に必着すること。

（4）提出書類

- ①入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- ②誓約書兼同意書（様式第2号）
- ③印鑑証明書（ただし、発行日が申請日以前3カ月以内のものに限る。）
- ④使用印鑑届（様式第3号）
- ⑤委任状（様式第4号）（委任する場合に提出）
- ⑥高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証の写し
（柳川市内に所在する本店、支店又は営業所に係るもの。）
- ⑦市町村税の滞納がないことを証する証明書
（ただし、発行日が申請日以前3カ月以内のものに限る。）
- ⑧納入予定機種確認書（様式第5号）及び納入予定機種のカタログその他仕様への適合を確認できる資料

（5）入札参加資格確認結果

入札参加資格確認申請を行った者について資格審査を行い、令和8年10月23日（金）までに「入札参加資格確認申請書」記載のメールアドレスに通知

する。

(6) 申請後に変更が生じた場合

入札参加資格確認申請書等の提出後、その記載事項に変更が生じた場合は、速やかに担当部署へ連絡するとともに、変更内容を記載した書面（任意様式）を提出すること。なお、変更内容の確認に必要な場合は、関係書類の提出を求めることがある。

4 仕様等に関する質問及び回答

(1) 質問受付期間

令和8年9月28日（月）から令和8年10月5日（月）までの市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。（必着）

(2) 質問方法

質問書（様式第6号）に質問事項を記入のうえ、電子メールで提出すること。
なお、質問書送信後、必ず担当部署へ電話連絡し、到着状況を確認すること。

(3) 質問に対する回答

令和8年10月9日（金）午後5時までに柳川市ホームページにて掲載する。
ただし、特定の質問に対する回答が事業者選定の公平性を損なうと判断した場合、当該質問には回答しない。

5 入札方法

入札参加資格がある旨の通知を受けた者のみ、本入札に参加することができる。

(1) 入札日時

令和8年11月2日（月）午後2時

(2) 入札場所

柳川市役所柳川庁舎3階第2会議室

(3) 入札方法

- ①入札は、入札参加者又はその代理人が入札場所に出席して行うものとし、郵送その他の方法による入札は認めない。
- ②代理人が入札する場合は、入札開始前までに委任状を提出すること。
- ③入札書に記載する金額は、AED4台・60か月分の賃借料その他仕様書に定める一切の費用を含む総額とし、消費税及び地方消費税を含まない額を記載すること。
- ④入札執行回数は、3回を限度とする。
- ⑤1回目の入札において予定価格の範囲内の入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。
- ⑥1回目の入札に参加しなかった者及び1回目の入札において無効となった者は、再度入札に参加することができない。ただし、無効となった理由が軽微な過失による場合は、この限りでない。

(4) 提出するもの

- ①入札書（様式第7号）（最大3回分）

②内訳明細書（様式第 8 号①②）（最大 3 回分）

③委任状（代理人が入札する場合）

6 入札に関する注意事項

- （１）入札参加者は別添の仕様書等を熟覧の上、入札しなければならない。
- （２）落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- （３）入札参加者は、既に提出した入札書及び内訳書の引換え、変更、又は返還を要求することができない。ただし、次項の規定による入札辞退を妨げない。

7 入札辞退の辞退について

- （１）入札参加者は、入札執行前に入札を辞退する場合は、令和 8 年 1 1 月 2 日（月）午前 1 1 時までに入札辞退届（様式第 9 号）を提出することができる。
- （２）入札辞退届は、担当部署まで持参又は郵送（書留）により提出すること。
なお、郵送の場合は、令和 8 年 1 1 月 2 日（月）午前 1 1 時までには必着とする。
- （３）入札辞退届を提出した後は、当該入札辞退届を撤回することはできない。
- （４）1 回目の入札に参加した者が再度入札を辞退する場合は、その旨を入札執行者に申し出るものとする。
- （５）入札を辞退したことを理由として、本市において不利益な取扱いをしない。

8 公正な入札の確保

- （１）入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- （２）入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- （３）入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- （４）入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 開札

- （１）開札は、各回の入札終了後、直ちに入札場所において行う。
- （２）各回の開札結果は、その場で入札参加者に告知する。
- （３）予定価格の範囲内に入札がない場合は、再度入札を行う。
- （４）落札となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

- (5) 3回の入札を行っても予定価格の範囲内の入札がない場合は、入札を打ち切る。

1 0 入札保証金

免除する

1 1 契約保証金

落札決定後、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の額を納入すること。ただし、柳川市契約事務規則（平成17年柳川市規則第49号）第29条各号のいずれかに該当する場合は免除することができる。

1 2 入札の無効

- (1) この入札において、申請書類に虚偽の記載をした者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札候補者としていた場合には、その決定を取り消す。
- (2) 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
- ①金額の記載のない入札
 - ②金額を訂正した入札
 - ③誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - ④明らかに談合によると認められる入札
 - ⑤入札者の記名押印が無く、入札者が判明しない入札
 - ⑥同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札参加者の全ての入札
 - ⑦その他入札に関する条件に違反した入札

1 3 落札者の決定方法

- (1) 地方自治法第234条第3項に基づき、予定価格以下の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 柳川市契約事務規則（第15条第2項に基づき、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、くじにより決定する。
- (3) 3回の入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、最終回の入札における最低価格提示者と協議を行い、その結果、予定価格内の価格が提示されれば随意契約を行うものとする。

1 4 契約の締結

落札者決定後、柳川市契約事務規則その他関係規定に基づき契約を締結する。契約期間は、令和8年12月1日（火）から令和13年11月30日（日）までとする。

1 5 三者契約

落札者が柳川市に対し物件を直接賃貸できない場合は、落札後速やかに柳川市へ届け出た上で、柳川市、落札者及びリース会社による三者契約を締結することができる。この場合、医薬品医療機器等法上、許可を必要とする販売、貸与その他の業務については、必要な許可を有する者が行うこと。

1 6 その他

- (1) 入札参加資格確認申請書類及び入札書類の作成、提出に要する費用は、全て提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 入札参加資格確認後に参加資格を満たさなくなった者は、入札に参加することができない。
- (4) 本公告及び仕様書に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、柳川市契約事務規則（平成17年規則第49号）その他関係法令の定めるところによる。

1 7 問い合わせ先

柳川市総務部財政課管財係

〒832-8601

福岡県柳川市本町87番地1

電話 0944-77-8433

メール zaisei@city.yanagawa.lg.jp